

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	その他の 当 手 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	2		26,520	10,896 (3.40)			86	37,502	5,410	42,912	
	議 員	37	344,186		141,393 (3.40)				485,579	44,871	530,450	
	その他の 特別職	54	41,280	32,744	13,177	139		247	87,587	8,565	96,152	
	計	93	385,466	59,264	165,466	139		333	610,668	58,846	669,514	
前年度	長 等	2		26,520	10,576 (3.30)				37,096	5,474	42,570	
	議 員	37	344,186		137,234 (3.30)				481,420	47,654	529,074	
	その他の 特別職	54	42,075	32,254	12,514	125		247	87,215	8,419	95,634	
	計	93	386,261	58,774	160,324	125		247	605,731	61,547	667,278	
比 較	長 等				320			86	406	△ 64	342	
	議 員				4,159				4,159	△ 2,783	1,376	
	その他の 特別職		△ 795	490	663	14			372	146	518	
	計		△ 795	490	5,142	14		86	4,937	△ 2,701	2,236	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,544) 12,700	2,226,778	53,593,497	43,391,140	99,211,415	17,925,033	117,136,448	
前 年 度	(1,507) 12,801	2,068,800	53,523,046	36,628,314	92,220,160	18,097,156	110,317,316	
比 較	(37) △ 101	157,978	70,451	6,762,826	6,991,255	△ 172,123	6,819,132	

()内は、短時間勤務職員 (外数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
		本 年 度	1,191,160	1,589,562	718,375	55,897	1,163,580	58,875	539,995	1,852	44,770	2,640,540	303,981
	前 年 度	1,218,793	1,605,648	700,020	56,222	1,141,884	58,776	505,363	1,833	47,304	2,267,916	305,151	18,976
	比 較	△ 27,633	△ 16,086	18,355	△ 325	21,696	99	34,632	19	△ 2,534	372,624	△ 1,170	△ 1,443
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	義 務 教 育 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	私 服 代 料 (千円)
	本 年 度	21,397	6,291	989,771	12,233,893	10,195,470	81,256	435,491	30,497	91,127	7,487	10,955,048	17,292
	前 年 度	21,410	9,432	1,012,273	11,959,866	9,542,170	83,384	461,007	32,433	93,897	8,503	5,458,960	17,093
	比 較	△ 13	△ 3,141	△ 22,502	274,027	653,300	△ 2,128	△ 25,516	△ 1,936	△ 2,770	△ 1,016	5,496,088	199

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考			
給 料	70,451	給与改定に伴う 増 減 分	522,465		給与改定の状況 前年度 給与の改定率 1.0 %			
		昇給に伴う 増 加 分	668,055					
		その他の増減分	△ 1,120,069	人 員 減 分 新陳代謝等分	△ 523,887 △ 596,182			
職員手当	6,762,826	制度改正に伴う 増 減 分	496,521	期 末 手 当	253,822	○ 期末手当	改 定 前	改 定 後
				勤 勉 手 当	242,699	6月支給分	1.2月	1.225月
						12月支給分	1.2月	1.225月
		○ 勤勉手当	改 定 前	改 定 後				
		6月支給分	1.0月	1.025月				
		12月支給分	1.0月	1.025月				
		その他の増減分	6,266,305					

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和6年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	336,245	470,421	329,135	327,031	367,222	318,165	361,135	347,705	407,621	332,083	373,342
	平均給与 月額(円)	404,900	928,912	370,697	362,170	422,960	413,360	431,135	404,662	435,164	449,838	425,326
	平均年齢 (歳)	43.01	47.89	42.21	37.96	44.88	37.83	44.93	42.49	44.75	37.90	54.36
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和5年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	333,501	458,005	327,604	314,825	367,775	316,028	359,830	344,489	422,633	326,691	369,571
	平均給与 月額(円)	403,701	942,848	369,648	399,689	419,399	405,154	429,687	400,443	453,363	443,205	423,016
	平均年齢 (歳)	43.02	46.83	43.82	37.98	44.98	38.12	45.35	42.94	48.00	37.76	53.95

イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)	
高 校 卒	172,181									203,615	175,002	
大 学 卒	203,918	288,100	210,366	234,546	222,556	210,265	227,795	227,795	241,397	233,135		
区 分	国 の 制 度											
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)				教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	166,600		167,200								191,800	164,000
大 学 卒	196,200	264,700	202,800	228,500	213,200	202,500			233,100	227,600		

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 6年 1月 1日 現在	1 級	() 352	() 10.2	() 4	() 21.1	() 4	() 10.3	()	()	()	()	() 7	() 13.4	() 127	() 6.2	(1) 51	(0.6) 1.1	() 2	() 25.0	() 225	() 13.5	()	()
	2 級	() 476	() 13.9	() 4	() 21.1	() 5	() 12.8	() 10	() 21.7	(12) 45	(100.0) 23.8	() 16	() 30.8	(4) 1,809	(100.0) 88.5	(156) 3,988	(99.4) 86.9	(1)	(100.0)	() 285	() 17.1	()	()
	特2級													() 3	() 0.1	() 30	() 0.6						
	3 級	(93) 596	(92.1) 17.3	() 9	() 47.3	() 2	() 5.1	() 7	() 15.2	() 113	() 59.8	(2) 5	(100.0) 9.6	() 67	() 3.3	() 278	() 6.1	() 2	() 25.0	() 425	() 25.5	(6)	(100.0)
	4 級	() 661	() 19.2	() 2	() 10.5	() 7	() 17.9	() 8	() 17.4	() 31	() 16.4	() 21	() 40.4	() 38	() 1.9	() 244	() 5.3	() 4	() 50.0	(1) 379	(100.0) 22.7	() 50	() 100.0
	5 級	(4) 509	(3.9) 14.8			() 20	() 51.3	() 15	() 32.6	()	()	() 3	() 5.8					()	()	() 215	() 12.9		
	6 級	(2) 687	(2.0) 20.0			() 1	() 2.6	() 6	() 13.1			()	()							() 60	() 3.6		
	7 級	(2) 89	(2.0) 2.6			()	()	()	()											() 53	() 3.2		
	8 級	() 53	() 1.6																	() 15	() 0.9		
	9 級	() 15	() 0.4																	() 10	() 0.6		
計	(101) 3,438	(100.0) 100.0	() 19	() 100.0	() 39	() 100.0	() 46	() 100.0	(12) 189	(100.0) 100.0	(2) 52	(100.0) 100.0	(4) 2,044	(100.0) 100.0	(157) 4,591	(100.0) 100.0	(1) 8	(100.0) 100.0	(1) 1,667	(100.0) 100.0	(6) 50	(100.0) 100.0	

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 5年 1月 1日 現在	1 級	() 359	() 10.3	() 4	() 22.2	() 1	() 2.6	()	()	()	()	() 4	() 8.2	() 148	() 7.3	() 51	() 1.1	() 1	() 12.5	() 243	() 14.6	()	()
	2 級	() 470	() 13.5	() 4	() 22.2	() 4	() 10.5	() 13	() 28.3	(5) 49	(100.0) 25.1	() 17	() 34.7	(4) 1,783	(100.0) 87.3	(145) 3,901	(100.0) 86.6	() 1	() 12.5	() 283	() 17.0	()	()
	特2級													() 5	() 0.2	() 30	() 0.7						
	3 級	(103) 585	(99.0) 16.7	() 8	() 44.5	() 6	() 15.8	() 4	() 8.7	() 109	() 55.9	() 6	() 12.2	() 68	() 3.3	() 277	() 6.2	() 2	() 25.0	() 416	() 24.9	(7)	(100.0)
	4 級	() 656	() 18.8	() 2	() 11.1	() 6	() 15.8	() 7	() 15.2	() 36	() 18.5	() 19	() 38.8	() 38	() 1.9	() 245	() 5.4	() 4	() 50.0	() 381	() 22.8	() 55	() 100.0
	5 級	() 516	() 14.8			() 18	() 47.4	() 18	() 39.1	() 1	() 0.5	() 3	() 6.1					()	()	() 216	() 12.9		
	6 級	() 743	() 21.3			() 3	() 7.9	() 4	() 8.7			()	()							() 50	() 3.0		
	7 級	(1) 86	(1.0) 2.5			()	()	()	()											() 53	() 3.2		
	8 級	() 57	() 1.6																	() 15	() 0.9		
	9 級	() 18	() 0.5																	() 11	() 0.7		
	計	(104) 3,490	(100.0) 100.0	() 18	() 100.0	() 38	() 100.0	() 46	() 100.0	(5) 195	(100.0) 100.0	() 49	() 100.0	(4) 2,042	(100.0) 100.0	(145) 4,504	(100.0) 100.0	() 8	() 100.0	() 1,668	() 100.0	(7) 55	(100.0) 100.0

()内は、短時間勤務職員(外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	職務の級	基 準 と な る 職 務 の 内 容
一 般 行 政 職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,984	3,438	4,591	2,044	1,667	50	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,100	2,788	3,440	1,315	1,517	40	
	号給数別内訳	1号給 (人)	344	75	213	38	15	3
		2号給 (人)	195	63	89	20	22	1
		3号給 (人)	523	111	288	64	60	
		4号給 (人)	5,807	1,819	2,111	834	1,013	30
		5号給 (人)	911	48	580	283		
		6号給 (人)	1,086	535	155	76	316	4
		7号給 (人)	1	1				
		8号給 (人)	233	136	4		91	2
比 率 (B) / (A) (%)	70.1	81.1	74.9	64.3	91.0	80.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	13,066	3,490	4,504	2,042	1,668	55	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,291	2,886	3,479	1,377	1,505	44	
	号給数別内訳	1号給 (人)	399	92	242	50	12	3
		2号給 (人)	220	62	115	21	22	
		3号給 (人)	590	141	321	70	58	
		4号給 (人)	5,871	1,876	2,090	864	1,007	34
		5号給 (人)	1,135	269	572	289	2	3
		6号給 (人)	902	362	137	81	318	4
		7号給 (人)	6	3		1	2	
		8号給 (人)	168	81	2	1	84	
比 率 (B) / (A) (%)	71.1	82.7	77.2	67.4	90.2	80.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.350) 4.500	有	
前 年 度	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.300) 4.400	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.350) 4.500	有	

()内は、再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	つ ば 市、大 阪 市	八 王 子 市	静 岡 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	2.75	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,641	32	5	1	1	20
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 6.0	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0

給 与 費 明 細

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.9	0.2	0.7	1.4	2.3	0.8
支給対象職員の比率(%) (6年1月1日現在)	32.7	10.6	30.7	40.7	78.6	38.7
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
扶養手当	同 じ						
住居手当	同 じ						
通勤手当	異 なる			国	本 県		
		交通機関	全額支給限度額	55,000円	55,000円		
			上記金額を超える場合の½加算額		55,000円を超える部分½加算		
			最高支給限度額	55,000円			
		交通用具使用			<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 3,000円
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離 区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する 四輪車の最低の手当額を適用 (例)片道5km以上10km未満の手当額 =四輪車の片道5kmの手当額	・片道5km以上(上限81km)は、2km毎の距離 区分に応じ、次の算定方法により算出 (例)片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額)=1kmに要する費用×通勤回数×2
		併用者	全額支給限度額	55,000円	交通機関利用部分、交通用具使用部分のそれぞれについて、上記算定方法により算出した額を合算した額		
			上記金額を超える場合の½加算額				
			最高支給限度額	55,000円			
高速道路等利用		(国) 高速道路等利用料金の½を支給(上限20,000円) (県) 高速道路等利用料金の½を支給(上限無し)					
駐車場利用		(国) 無し (県) 月当たりの駐車利用料金の½を支給(上限3,000円)					

継続費についての令和4年度末までの支出額、令和5年度末までの支出額
及び令和6年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					令和4 年度末 までの 支出額	令和5 年度末 までの 支出額	令和6 年 度 支 出 予定額	令和6 年度末 までの 支 出 予定額	令和7 年 度 以 降 支 出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源									一般 財源
					国庫 支出金	県 債	その他							
9 警察費	1 警 察 費 管 理 費	機 動 セ ン タ ー 建 設 事 業 費	令 和 5 年 度	92,050	18,536	54,000		19,514		32,940	59,110	92,050		4
			令 和 6 年 度	2,240,865	444,885	1,350,000		445,980			2,240,865	2,240,865		96
			計	2,332,915	463,421	1,404,000		465,494		32,940	2,299,975	2,332,915		100

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの支出(見込)額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
国立大学法人山梨大学と感染症寄附講座の設置について協定を締結	100,000	令和5年度中	25,000	令和6年度から令和8年度まで	75,000	繰入金 75,000
流通備蓄衛生物資の管理について委託契約を締結	35,924			令和6年度から令和8年度まで	35,924	県 費 35,924
令和6年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	5,667,698 千 円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			令和6年度から令和7年度まで	5,667,698 千 円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県 費
リニア見学センターの管理について協定を締結	163,916	令和5年度中	40,979	令和6年度から令和8年度まで	122,937	県 費 122,937
リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について委託契約を締結	10,000			令和6年度から令和7年度まで	10,000	国庫支出金 5,000 県 費 5,000
企業等の最先端技術、新製品の实証実験(リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業)に対し助成	40,000			令和6年度から令和7年度まで	40,000	国庫支出金 20,000 県 費 20,000
統合宛名システムの更新及び保守について委託契約を締結	69,737	令和4年度から令和5年度まで	15,268	令和6年度から令和7年度まで	21,252	県 費 21,252

第4期統合サーバのサービス提供について委託契約を締結	545,052	令和5年度中	52,850	令和6年度から令和9年度まで	157,611	諸収入 県費	21,131 136,480
新財務会計システムの構築について委託契約を締結	584,932			令和6年度から令和8年度まで	584,931	県費	584,931
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結	138,449			令和6年度から令和11年度まで	138,449	県費	138,449
令和5年度に大村智人材育成基金若者海外留学体験人材育成事業に係る留学費用の補助対象者に対し助成を決定	6,250	令和5年度中		令和6年度から令和7年度まで	6,250	繰入金 県費	4,095 2,155
同上 (令和6年度)	6,250			令和6年度から令和8年度まで	6,250	繰入金 県費	4,098 2,152
男女共同参画推進センターの管理について協定を締結	381,989	令和5年度中	94,699	令和6年度から令和8年度まで	287,290	県費	287,290
庁内託児所の運営について委託契約を締結	20,254	令和5年度中		令和6年度から令和7年度まで	20,254	諸収入 県費	3,210 17,044
令和6年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）の発行によって生ずる連帯債務を保証	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額			令和6年度から令和16年度まで	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	県費	
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結	9,365			令和6年度から令和7年度まで	9,365	諸収入 県費	500 8,865

防災新館整備等事業（P F I 事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から令和5年度まで	10,686,710	令和6年度から令和9年度まで	2,127,182,190円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県費	
防災新館整備等事業（P F I 事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から令和5年度まで	82,092	令和6年度から令和9年度まで	32,048	県費	32,048
防災新館整備等事業（P F I 事業）について変更契約を締結	43,818	令和2年度から令和5年度まで	22,140	令和6年度から令和9年度まで	21,678	県費	21,678
県庁舎のLED照明機器について賃貸借契約を締結	333,551	令和3年度から令和5年度まで	25,025	令和6年度から令和14年度まで	205,975	県費	205,975
甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和3年度から令和5年度まで		令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県費	

<p>令和3年8月11日付けで通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起される住民訴訟について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度から令和5年度まで</p>	<p>179</p>	<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日までの年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県 費</p>
<p>令和3年8月25日付けで通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起される住民訴訟について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所にお</p>	<p>令和3年度から令和5年度まで</p>	<p>119</p>	<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所にお</p>	<p>県 費</p>

	<p>いて準備書面等を謄写するため(費用)及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>				<p>いて準備書面等を謄写するため(費用)及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	
<p>甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県 費</p>

<p>甲府簡易裁判所令和4年（ハ）第55号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和5年度まで</p>	<p>4</p>	<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県 費</p>
<p>甲府簡易裁判所令和3年（ハ）第382号未払賃金請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県 費</p>

<p>甲府地方裁判所令和4年(ワ)第329号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和5年(ワ)第49号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>神戸地方裁判所尼崎支部令和5年(ワ)第549号損害賠償請求事件(交通事故)について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和5年度中</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>横浜地方裁判所相模原支部令和5年(ワ)第86号損害賠償請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和5年度中</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>農業改良資金貸付金の返還請求について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び500千円（経済的利益が確保できない場合は250千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和5年度中</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び500千円（経済的利益が確保できない場合は250千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和5年（ワ）第408号差止請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和5年度中</p>		<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

甲府地方裁判所令和5年(行ウ)第5号違法収集による個人情報の開示及び違法捜査により破壊した死亡した長女のスマートフォン復元請求事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和5年度中		令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県費	
防災安全センターの管理について協定を締結	55,256	令和5年度中	13,814	令和6年度から令和8年度まで	41,442	県費	41,442
聴覚障害者情報センターの管理について協定を締結	136,856	令和5年度中	34,802	令和6年度から令和8年度まで	102,054	国庫支出金 県費	49,656 52,398
育精福祉センター成人寮の管理について変更協定を締結	23,676	令和5年度中	7,892	令和6年度から令和7年度まで	15,784	県費	15,784
あゆみの家の管理について変更協定を締結	231	令和5年度中	77	令和6年度から令和7年度まで	154	県費	154
育精福祉センター児童寮の管理について協定を締結	531,849	令和4年度から令和5年度まで	287,913	令和6年度から令和7年度まで	243,936	県費	243,936
育精福祉センター児童寮の管理について変更協定を締結	17,337	令和5年度中	5,779	令和6年度から令和7年度まで	11,558	県費	11,558

令和2年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	420,000	令和3年度から令和5年度まで	182,520	令和6年度から令和7年度まで	121,680	繰入金	121,680
同上 (令和3年度)	420,000	令和4年度から令和5年度まで	141,600	令和6年度から令和8年度まで	212,400	繰入金 県費	182,520 29,880
同上 (令和4年度)	420,000	令和5年度中	64,920	令和6年度から令和9年度まで	259,680	繰入金 県費	230,880 28,800
同上 (令和5年度)	404,400			令和6年度から令和10年度まで	300,600	繰入金 県費	288,600 12,000
同上 (令和6年度)	428,400			令和7年度から令和11年度まで	428,400	繰入金 県費	304,200 124,200
令和4年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	23,100	令和5年度中	7,700	令和6年度から令和7年度まで	3,900	県費	3,900
同上 (令和6年度)	23,100			令和7年度から令和9年度まで	23,100	県費	23,100
令和4年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	令和5年度中	46,350	令和6年度から令和7年度まで	74,214	県費	74,214
同上 (令和5年度)	120,564			令和6年度から令和8年度まで	120,564	県費	120,564
同上 (令和6年度)	120,564			令和7年度から令和9年度まで	120,564	県費	120,564
令和5年度に医療機関の短時間正規職員勤務制度導入に伴う職員の雇用等に対し助成	75,600			令和6年度から令和7年度まで	75,600	繰入金	75,600
同上 (令和6年度)	37,800			令和7年度から令和8年度まで	37,800	繰入金	37,800

令和7年度に公立大学法人山梨県立大学が開講する感染管理認定看護師教育課程への看護師派遣に伴う県外実習旅費に対し助成	5,908			令和7年度	5,908	繰入金	5,908
愛宕山こどもの国の管理について協定を締結	353,801	令和5年度中	85,284	令和6年度から令和8年度まで	268,517	県費	268,517
武田の杜保健休養林の管理について協定を締結	176,532	令和5年度中	44,133	令和6年度から令和8年度まで	132,399	県費	132,399
武田の杜保健休養林の管理について変更協定を締結	4,392			令和6年度から令和8年度まで	4,392	県費	4,392
森林公園金川の森の管理について協定を締結	299,580	令和5年度中	74,895	令和6年度から令和8年度まで	224,685	県費	224,685
県有地賃料改定の交渉等の委任について変更契約を締結	不動産鑑定評価事務経費、交渉代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費）及び経済的利益が確保された場合、事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準	令和5年度中	3,165	令和6年度から委任契約に係る交渉について合意が成立した日又は全て合意成立の見込みがなくなった日から3月後の日の属する年度まで	不動産鑑定評価事務経費、交渉代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費）及び経済的利益が確保された場合、事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準	県費	

	に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から交渉代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から交渉代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
令和6年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	408,417千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和6年度から令和7年度まで	408,417千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理について協定を締結	156,972	令和5年度中	39,243	令和6年度から令和8年度まで	117,729	県費 117,729
産業展示交流館アイメッセ山梨の管理について協定を締結	153,151	令和5年度中	34,671	令和6年度から令和8年度まで	118,480	県費 118,480
県内企業の医療機器関連国内大規模展示会、米国展示会への出展及び米国FDA認証の取得・登録に対し助成	11,000			令和6年度から令和7年度まで	11,000	県費 11,000
令和5年度に県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業（やまなしイノベーション創出事業）に対し助成	40,000			令和6年度から令和7年度まで	40,000	県費 40,000
同上 （令和6年度）	40,000			令和6年度から令和8年度まで	40,000	県費 40,000

航空・宇宙・防衛産業で部品調達基準として採用されている国際認証を取得する県内企業に対し助成	5,000			令和6年度から令和7年度まで	5,000	県費 5,000
山梨県信用保証協会が、平成20年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保	平成22年度から令和5年度まで		令和6年度から令和7年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保	県費

	<p> 険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内 </p>				<p> 険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内 </p>	
<p> 山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償 </p>	<p> 金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定 </p>	<p> 平成21年度から令和5年度まで </p>		<p> 令和6年度から令和8年度まで </p>	<p> 金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定 </p>	<p> 県 費 </p>

	<p>関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小</p>	<p>平成22年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から令和9年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小</p>	<p>県 費</p>

	<p>規模企業サポート融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>規模企業サポート融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係</p>	<p>平成23年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から令和10年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係</p>	<p>県 費</p>
---	--	------------------------	--	------------------------	--	------------

	るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資し	平成24年度から令和5年度まで		令和6年度から令和11年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資し	県費

	<p>た資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%</p>				<p>た資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資について	平成25年度から令和5年度まで		令和6年度から令和12年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資について	県費

	<p>は経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>は経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責</p>	<p>平成26年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から令和13年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責</p>	<p>県 費</p>
---	--	------------------------	--	------------------------	--	------------

	<p>任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の</p>	<p>平成27年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から令和14年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の</p>	<p>県費</p>

	<p>範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものに</p>				<p>範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものに</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	については55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				については55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済	平成28年度から令和5年度まで		令和6年度から令和15年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済	県 費

	額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	平成29年度から令和5年度まで		令和6年度から令和16年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	県 費

	<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の 80 %相当額）のう</p>				<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の 80 %相当額）のう</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本	平成30年度から令和5年度まで		令和6年度から令和17年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本	県 費

	大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和元年度に債務保証する経済変動対策融	金融機関が、経済変動対策融資	令和元年度から令和5年度まで		令和6年度から令和18年度まで	金融機関が、経済変動対策融資	県 費

<p>資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>として総額 9,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した</p>				<p>として総額 9,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規</p>	<p>令和2年度から令和5年度まで</p>		<p>令和6年度から令和19年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規</p>	<p>県 費</p>

	<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（事業承継支 援融資について は、事業承継特 別保証制度要綱 （20191217中庁 第4号、令和元 年12月25日制定） 第10項ただし書 きによる料率が 適用された場合 に限る。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては、</p>				<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（事業承継支 援融資について は、事業承継特 別保証制度要綱 （20191217中庁 第4号、令和元 年12月25日制定） 第10項ただし書 きによる料率が 適用された場合 に限る。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%</p>				<p>同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	以内とする。)、 起業家支援融資 及び事業承継支 援融資に係るも のについては20 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも のについては65 %以内				以内とする。)、 起業家支援融資 及び事業承継支 援融資に係るも のについては20 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも のについては65 %以内	
山梨県信用保証協会が、令和3年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資	令和3年度から 令和5年度まで		令和6年度から 令和20年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資	県 費

	<p>した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行</p>				<p>した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣</p>				<p>ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内 (ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、</p>				<p>が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内 (ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)				同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額	令和4年度から令和5年度まで		令和6年度から令和21年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額	県費

	<p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企</p>				<p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る</p>				<p>業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>ものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものである。）については20%以内とする。）、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内（ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に</p>				<p>ものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものである。）については20%以内とする。）、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内（ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	係るものについては20%以内とする。)				係るものについては20%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和5年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の	令和5年度中		令和6年度から令和22年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の	県費

	<p>範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した</p>				<p>範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>場合によっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び新型コロナ</p>				<p>場合によっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び新型コロナ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>ナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものである。）については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信</p>				<p>ナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものである。）については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)				用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和6年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額			令和6年度から令和23年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額	県費

	<p>22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限</p>				<p>22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資（た</p>				<p>る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資（た</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>だし、スタートアップ創出促進保証制度（令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号）による保証を付したものについては10%以内とする。）、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は</p>				<p>だし、スタートアップ創出促進保証制度（令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号）による保証を付したものについては10%以内とする。）、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証 5 号（令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型に限る。）を付したものであるものについては 20%以内、経営安定関連保証 5 号（令和 2 年経</p>				<p>責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証 5 号（令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型に限る。）を付したものであるものについては 20%以内、経営安定関連保証 5 号（令和 2 年経</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）</p>				<p>済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）</p>	
令和4年度融資に係る新型コロナウイルス感染症関連借換融資の利子補給	<p>融資限度額 10,000千円の 年 2.1%</p>	令和5年度中		令和6年度から 令和7年度まで	<p>融資残額の年 2.1%</p>	県 費
平成30年度にものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	32,610	平成30年度から 令和5年度まで	10,433	令和6年度から 令和10年度まで	22,177	繰入金 22,177
同 上 (令和元年度)	47,098	令和元年度から 令和5年度まで	4,416	令和6年度から 令和11年度まで	42,682	繰入金 42,682

同上 (令和2年度)	49,296	令和2年度から 令和5年度まで	6,468	令和6年度から 令和12年度まで	42,828	繰入金	42,828
同上 (令和3年度)	46,788	令和3年度から 令和5年度まで	3,423	令和6年度から 令和13年度まで	43,365	繰入金	43,365
同上 (令和4年度)	43,796	令和4年度から 令和5年度まで	1,393	令和6年度から 令和14年度まで	42,403	繰入金	42,403
同上 (令和5年度)	57,146	令和5年度中		令和6年度から 令和15年度まで	57,146	繰入金	57,146
同上 (令和6年度)	59,636			令和6年度から 令和16年度まで	59,636	繰入金	59,636
障害者の多様なニーズに対応した 職業訓練について委託契約を締結	21,890			令和6年度から 令和7年度まで	21,890	国庫支出金	21,890
令和5年度に緊急離転職者訓練事 業(介護福祉士養成コース等)に ついて委託契約を締結	54,197			令和6年度から 令和7年度まで	54,197	国庫支出金	54,197
同上 (令和6年度)	329,032			令和6年度から 令和9年度まで	329,032	国庫支出金	329,032
富士山世界遺産センターの管理に ついて協定を締結	294,696	令和5年度中	77,424	令和6年度から 令和8年度まで	217,272	県費	217,272
富士北麓駐車場の管理について協 定を締結	127,803	令和5年度中	30,658	令和6年度から 令和8年度まで	97,145	使用料 諸収入	68,957 28,188
県民文化ホールの管理について協 定を締結	903,340	令和5年度中	225,835	令和6年度から 令和8年度まで	677,505	県費	677,505
美術館、文学館及び芸術の森公園 の管理について協定を締結	2,002,439			令和6年度から 令和9年度まで	2,002,439	県費	2,002,439

小瀬スポーツ公園の管理について協定を締結	2,080,112	令和5年度中	525,769	令和6年度から令和8年度まで	1,554,343	県費	1,554,343
富士北麓公園の管理について協定を締結	371,975	令和5年度中	93,079	令和6年度から令和8年度まで	278,896	県費	278,896
御勅使南公園の管理について協定を締結	340,058	令和5年度中	84,356	令和6年度から令和8年度まで	255,702	県費	255,702
飯田野球場の管理について協定を締結	30,998	令和5年度中	7,739	令和6年度から令和8年度まで	23,259	県費	23,259
八代射撃場の管理について協定を締結	21,814	令和5年度中	5,453	令和6年度から令和8年度まで	16,361	県費	16,361
令和5年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	247,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	令和5年度中		令和6年度から令和15年度まで	247,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	
同上 （令和6年度）	241,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和6年度から令和16年度まで	241,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	
平成20年度融資に係る農業近代化資金の利子補給	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成21年度から 令和5年度まで	5,426	令和6年度から 令和10年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費	
同上 （平成24年度）	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成25年度から 令和5年度まで	3,472	令和6年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費	

同上 (平成25年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成26年度から 令和5年度まで	3,161	令和6年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成26年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成27年度から 令和5年度まで	2,807	令和6年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成28年度から 令和5年度まで	12,748	令和6年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成29年度から 令和5年度まで	9,585	令和6年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成30年度から 令和5年度まで	12,857	令和6年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和元年度から 令和5年度まで	48,876	令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和元年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和2年度から 令和5年度まで	13,372	令和6年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和2年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和3年度から 令和5年度まで	10,245	令和6年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和4年度から 令和5年度まで	14,528	令和6年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和5年度中	6,431	令和6年度から 令和24年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (令和5年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和6年度から 令和25年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和7年度から 令和26年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
令和5年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和6年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和7年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
令和5年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和5年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和6年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和7年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和5年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和6年度から 令和30年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和7年度から 令和31年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費

平成15年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成16年度から 令和5年度まで	6,554	令和6年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成17年度から 令和5年度まで	1,440	令和6年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成18年度から 令和5年度まで	2,670	令和6年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成19年度から 令和5年度まで	708	令和6年度から 令和13年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成20年度から 令和5年度まで	2,242	令和6年度から 令和14年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成21年度から 令和5年度まで	4,898	令和6年度から 令和15年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成22年度から 令和5年度まで	5,010	令和6年度から 令和16年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
令和5年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000千円 の年1.95%以内			令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 100,000千円 の年1.95%以内			令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和5年度まで	3,713	令和6年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費

平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和5年度まで	29,210	令和6年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円 の年1.0%以内	平成27年度から 令和5年度まで	45,048	令和6年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助	融資限度額 350,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和5年度まで	5,437	令和6年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
まきば公園の管理について協定を締結	72,217	令和5年度中	17,656	令和6年度から 令和8年度まで	54,561	県費	54,561
令和5年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 18,000千円の 年0.43%以内			令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 0.43%以内	県費	
同上 (令和6年度)	融資限度額 18,000千円の 年0.56%以内			令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 0.56%以内	県費	
令和5年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 317,000千円の 年0.23%以内			令和6年度から 令和30年度まで	融資残額の年 0.23%以内	県費	
同上 (令和6年度)	融資限度額 306,000千円の 年0.25%以内			令和7年度から 令和31年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費	
令和4年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給	融資限度額 320,000千円の 年0.919%以内	令和5年度中	117	令和6年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.919%以内	県費	
同上 (令和5年度)	融資限度額 180,000千円の 年0.919%以内			令和6年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.919%以内	県費	

同上 (令和6年度)	融資限度額 180,000千円の 年1.019%以内			令和7年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.019%以内	県費
富士湧水の里水族館の管理について協定を締結	160,076	令和5年度中	40,019	令和6年度から 令和8年度まで	120,057	県費 120,057
フラワーセンターの管理について協定を締結	45,932	令和5年度中	11,483	令和6年度から 令和8年度まで	34,449	県費 34,449
国庫補助農地防災事業(たん水防除事業)について請負契約を締結	345,000			令和6年度から 令和7年度まで	345,000	負担金 44,850 国庫支出金 189,750 県債 99,000 県費 11,400
令和2年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	6,999,177千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	令和2年度から 令和5年度まで		令和6年度から 令和11年度まで	6,999,177千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
同上 (令和4年度)	6,986,516千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	令和4年度から 令和5年度まで		令和6年度から 令和13年度まで	6,986,516千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
同上 (令和5年度)	6,979,919千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	令和5年度中		令和6年度から 令和14年度まで	6,979,919千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費

同上 (令和6年度)	6,919,423千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			令和6年度から 令和15年度まで	6,919,423千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
一般国道140号道路改良工事(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
一般国道411号一之瀬高橋2号トンネル(仮称)新設工事(甲州市)について請負契約を締結	1,950,000			令和6年度から 令和7年度まで	1,950,000	国庫支出金 1,190,475 県債 683,000 県費 76,525
一般国道411号道路改良工事(甲州市)について請負契約を締結	180,000			令和6年度から 令和7年度まで	180,000	国庫支出金 109,890 県債 63,000 県費 7,110
一般国道413号道路改良工事(南都留郡道志村)について物件移転補償契約を締結	15,000			令和7年度	15,000	国庫支出金 9,157 県債 5,000 県費 843
主要地方道市川三郷富士川線富士橋旧橋撤去工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結	600,000			令和7年度	600,000	国庫支出金 330,000 県債 243,000 県費 27,000
主要地方道甲府昇仙峡線道路改良工事(甲府市、甲斐市)について請負契約を締結	150,000			令和7年度	150,000	国庫支出金 83,250 県債 60,000 県費 6,750
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事(韮崎市)について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 61,050 県債 35,000 県費 3,950
主要地方道韮崎増富線道路改良工事(北杜市)について請負契約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 122,100 県債 70,000 県費 7,900

主要地方道甲府中央右左口線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	400,000			令和7年度	400,000	国庫支出金 244,200 県債 140,000 県費 15,800
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 111,000 県債 80,000 県費 9,000
一般県道天神平甲府線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 61,050 県債 35,000 県費 3,950
一般県道箕輪須玉線道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結	60,000			令和7年度	60,000	国庫支出金 33,300 県債 24,000 県費 2,700
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事（南都留郡西桂町）について請負契約を締結	50,000			令和7年度	50,000	国庫支出金 27,750 県債 20,000 県費 2,250
一般国道140号落合1号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	800,000			令和6年度から 令和7年度まで	800,000	国庫支出金 440,000 県債 324,000 県費 36,000
一般国道140号落合3号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	450,000			令和6年度から 令和7年度まで	450,000	国庫支出金 247,500 県債 182,000 県費 20,500
一般国道140号落合4号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	900,000			令和6年度から 令和7年度まで	900,000	国庫支出金 495,000 県債 364,000 県費 41,000
一般国道140号落合5号橋（仮称）上部工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	1,100,000			令和6年度から 令和7年度まで	1,100,000	国庫支出金 605,000 県債 445,000 県費 50,000

一般国道140号落合5号橋（仮称）上部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	650,000			令和7年度から 令和8年度まで	650,000	国庫支出金 357,500 県債 263,000 県費 29,500
一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）床版工事（甲府市）について請負契約を締結	350,000			令和6年度から 令和7年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般国道140号唐柏1号橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	250,000			令和7年度	250,000	国庫支出金 137,500 県債 101,000 県費 11,500
主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋上部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	700,000			令和7年度から 令和8年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
主要地方道甲府昇仙峡線櫻橋下部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,500 県債 40,000 県費 4,500
一般県道中下条甲府線長松寺橋下部工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般県道中下条甲府線長松寺橋上部工事（甲府市）について請負契約を締結	300,000			令和7年度	300,000	国庫支出金 165,000 県債 121,000 県費 14,000
一般県道横手日野春停車場線駒城橋上部工事（北杜市）について請負契約を締結	300,000			令和7年度から 令和8年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県債 121,000 県費 14,000
一般国道139号電線共同溝工事（富士吉田市）について物件移転補償契約を締結	57,000			令和7年度	57,000	国庫支出金 31,350 県債 23,000 県費 2,650

主要地方道甲府韮崎線電線共同溝 工事（甲府市）について請負契約 を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
主要地方道南アルプス公園線道路 附属物補修工事（南巨摩郡早川町） について請負契約を締結	130,000			令和7年度	130,000	国庫支出金 79,365 県債 45,000 県費 5,635
一般県道中下条甲府線電線共同溝 工事（甲府市）について請負契約 を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 122,100 県債 70,000 県費 7,900
一般県道山中湖忍野富士吉田線道 路改良工事1工区（富士吉田市） について物件移転補償契約を締結	25,000			令和7年度	25,000	国庫支出金 15,262 県債 8,000 県費 1,738
一般県道山中湖忍野富士吉田線道 路改良工事2工区（富士吉田市） について物件移転補償契約を締結	28,000			令和7年度	28,000	国庫支出金 17,094 県債 9,000 県費 1,906
一般国道140号西沢大橋補修工事 （山梨市）について請負契約を締 結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 122,100 県債 70,000 県費 7,900
主要地方道甲府山梨線甲府跨線橋 補修工事（甲府市）について委託 契約を締結	150,000			令和7年度	150,000	国庫支出金 91,575 県債 52,000 県費 6,425
一級河川芦川基幹河川改修工事2 工区（西八代郡市川三郷町）につ いて請負契約を締結	360,000			令和6年度から 令和7年度まで	360,000	国庫支出金 180,000 県債 162,000 県費 18,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 1工区（中央市）について請負契 約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000

一級河川鎌田川基幹河川改修工事 2工区（中央市）について請負契 約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
一級河川高倉川改修工事（甲府 市）について請負契約を締結	240,000			令和7年度から 令和8年度まで	240,000	国庫支出金 120,000 県債 108,000 県費 12,000
一級河川古川改修工事（韮崎市） について請負契約を締結	90,000			令和7年度	90,000	国庫支出金 30,000 諸収入 30,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川貢川改修工事（甲斐市） について請負契約を締結	70,000			令和7年度	70,000	国庫支出金 31,500 県債 34,000 県費 4,500
一級河川新名庄川改修工事1工区 （南都留郡忍野村）について用地 取得及び物件移転補償契約を締結	35,000			令和7年度	35,000	国庫支出金 15,750 県債 17,000 県費 2,250
一級河川新名庄川改修工事2工区 （南都留郡忍野村）について用地 取得及び物件移転補償契約を締結	9,000			令和7年度	9,000	国庫支出金 4,050 県債 4,000 県費 950
広瀬ダム取水設備改良工事2工区 （山梨市）について請負契約を締 結	440,000			令和6年度から 令和7年度まで	440,000	国庫支出金 153,120 諸収入 57,200 県債 206,000 県費 23,680
大門ダム管理用制御処理設備改良 工事（北杜市）について請負契約 を締結	250,000			令和6年度から 令和7年度まで	250,000	国庫支出金 91,700 諸収入 20,750 県債 123,000 県費 14,550

琴川ダム監視設備改良工事（山梨市）について請負契約を締結	90,000			令和6年度から 令和7年度まで	90,000	国庫支出金 31,644 諸収入 10,890 県債 42,000 県費 5,466
富士川水系漆川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結	40,000			令和7年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
富士川水系湯沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和7年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
富士川水系中沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	50,000			令和7年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
相模川水系上手沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結	30,000			令和7年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結	30,000			令和7年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系井狩沢通常砂防工事（北都留郡小菅村）について請負契約を締結	30,000			令和7年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結	40,000			令和7年度	40,000	負担金 2,000 国庫支出金 19,000 県債 17,000 県費 2,000
八ッ沢地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市）について請負契約を締結	40,000			令和7年度	40,000	負担金 4,000 国庫支出金 18,000 県債 16,000 県費 2,000

小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	50,000			令和7年度	50,000	負担金 5,000 国庫支出金 22,500 県債 20,000 県費 2,500
富士川水系大城川砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和7年度	40,000	県債 40,000
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			令和7年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	240,000			令和7年度から 令和8年度まで	240,000	国庫支出金 132,000 県債 97,000 県費 11,000
都市計画道路韮崎本町通り線電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事（甲斐市）について請負契約を締結	50,000			令和7年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事1工区（甲斐市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事2工区（甲斐市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000

都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事3工区（甲斐市）について請負契約を締結	100,000			令和7年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
曾根丘陵公園の管理について協定を締結	259,052	令和5年度中	64,710	令和6年度から 令和8年度まで	194,342	県費 194,342
富士川クラフトパークの管理について協定を締結	452,164	令和5年度中	112,803	令和6年度から 令和8年度まで	339,361	県費 339,361
笛吹川フルーツ公園の管理について協定を締結	863,192	令和5年度中	215,798	令和6年度から 令和8年度まで	647,394	県費 647,394
桂川ウェルネスパークの管理について協定を締結	260,191	令和5年度中	65,050	令和6年度から 令和8年度まで	195,141	県費 195,141
小瀬スポーツ公園非常用電源設備設置工事（甲府市）について請負契約を締結	300,000			令和7年度	300,000	国庫支出金 150,000 県債 135,000 県費 15,000
富士北麓公園非常用電源設備設置工事（富士吉田市）について請負契約を締結	200,000			令和7年度	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）について請負契約を締結	526,210			令和6年度から 令和7年度まで	526,210	国庫支出金 176,705 県債 347,000 県費 2,505
県営住宅寿団地建替工事（富士吉田市）について請負契約を締結	963,187			令和6年度から 令和7年度まで	963,187	国庫支出金 304,118 県債 657,000 県費 2,069
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の監理業務について委託契約を締結	5,417			令和6年度から 令和7年度まで	5,417	国庫支出金 2,437 県費 2,980
県営住宅寿団地建替工事（富士吉田市）の監理業務について委託契約を締結	9,187			令和6年度から 令和7年度まで	9,187	国庫支出金 4,133 県費 5,054

県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,005			令和7年度	2,005	使用料	2,005
県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結	1,008	令和4年度から令和5年度まで	396	令和6年度から令和8年度まで	594	使用料	594
新教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,884,302			令和6年度から令和11年度まで	1,884,302	県費	1,884,302
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	133,565			令和7年度から令和9年度まで	133,565	県費	133,565
令和3年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成	25,680			令和6年度から令和15年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和4年度)	25,680			令和6年度から令和16年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和5年度)	25,680			令和6年度から令和17年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和6年度)	25,680			令和6年度から令和18年度まで	25,680	県費	25,680
県立学校教員用一人一台端末等の賃借について契約を締結	801,930			令和6年度から令和11年度まで	801,930	県費	801,930
青少年センターの管理について協定を締結	330,078	令和5年度中	83,941	令和6年度から令和8年度まで	246,137	県費	246,137
科学館の管理について協定を締結	1,253,179	令和5年度中	319,859	令和6年度から令和8年度まで	933,320	県費	933,320

八ヶ岳少年自然の家の管理について協定を締結	421,141	令和 5 年度中	104,306	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	316,835	県 費	316,835
科学捜査研究所に係る特殊機器の 機動センターへの移設について委 託契約を締結	97,778			令和 6 年度から 令和 7 年度まで	97,778	県 費	97,778
警察本部通信指令システム機器等 の賃借について契約を締結	1,118,219	令和 2 年度から 令和 5 年度まで	726,726	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	311,454	国庫支出金 県 費	155,727 155,727
警察本部通信指令システム機器等 の賃借について契約を締結	1,270,093			令和 6 年度から 令和12年度まで	1,270,093	国庫支出金 県 費	635,046 635,047
自動車保管場所証明電子化システ ム機器等の賃借について契約を締 結	202,653			令和 6 年度から 令和12年度まで	202,653	県 費	202,653

地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末
及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和4年度 末現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込み		令和6年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普通債	562,285,086	571,494,543	79,719,000	40,641,491	610,572,052
(1) 土木	390,153,403	399,740,910	55,541,000	28,154,944	427,126,966
(2) 農林水産	103,111,569	103,538,280	7,990,000	6,823,196	104,705,084
(3) 教育	23,105,513	20,481,838	734,000	2,603,098	18,612,740
(4) 公営住宅	7,799,684	7,154,412	740,000	847,952	7,046,460
(5) 社会労働	13,961,642	14,449,438	4,294,000	833,693	17,909,745
(6) 衛生	82,266	299,973	255,000	3,293	551,680
(7) 庁舎	44,298	178,596	995,000	1,704	1,171,892
(8) その他	24,026,711	25,651,096	9,170,000	1,373,611	33,447,485
2 災害復旧債	6,330,349	6,245,561	1,275,000	837,574	6,682,987
(1) 土木	6,263,543	6,137,556	1,226,000	828,694	6,534,862
(2) 農林水産	65,172	107,124	49,000	8,125	147,999
(3) その他	1,634	881		755	126
3 その他	349,973,337	323,330,667	2,111,000	24,158,906	301,282,761
(1) 転貸債			4,000		4,000
(2) 減税補填債	1,422,453	1,007,477		294,974	712,503
(3) 臨時財政対策債	309,021,237	285,394,170	742,000	19,954,920	266,181,250
(4) 退職手当債	6,568,000	6,114,791		453,074	5,661,717
(5) 減収補填債(特例分)	12,701,778	12,015,685		686,093	11,329,592
(6) 病院債	20,259,869	18,798,544	1,365,000	2,769,845	17,393,699
合 計	918,588,772	901,070,771	83,105,000	65,637,971	918,537,800

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 33,909,000 千円を含む。

